

第4部 勤務時間その他の勤務条件

第 4 部 勤務時間その他の勤務条件

1 勤務時間

(1) 1週間の勤務時間

38 時間 45 分(再任用短時間勤務職員については、15 時間 30 分から 31 時間。任期付短時間勤務職員については、31 時間以内。育児短時間勤務職員等については、19 時間 25 分、19 時間 35 分、23 時間 15 分、24 時間 35 分。)

※ 特別の勤務に従事する職員については、別に定める。

(2) 勤務時間の割振り

月曜日から金曜日までの5日間に、1 日につき7時間 45 分ずつ割り振る。(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、1 週間ごとの期間について、1 日につき7時間 45 分を超えない範囲内で勤務時間を割り振る。)

※ 特別の勤務に従事する職員については、別に定める。

(3) 週休日(勤務時間を割り振らない日)

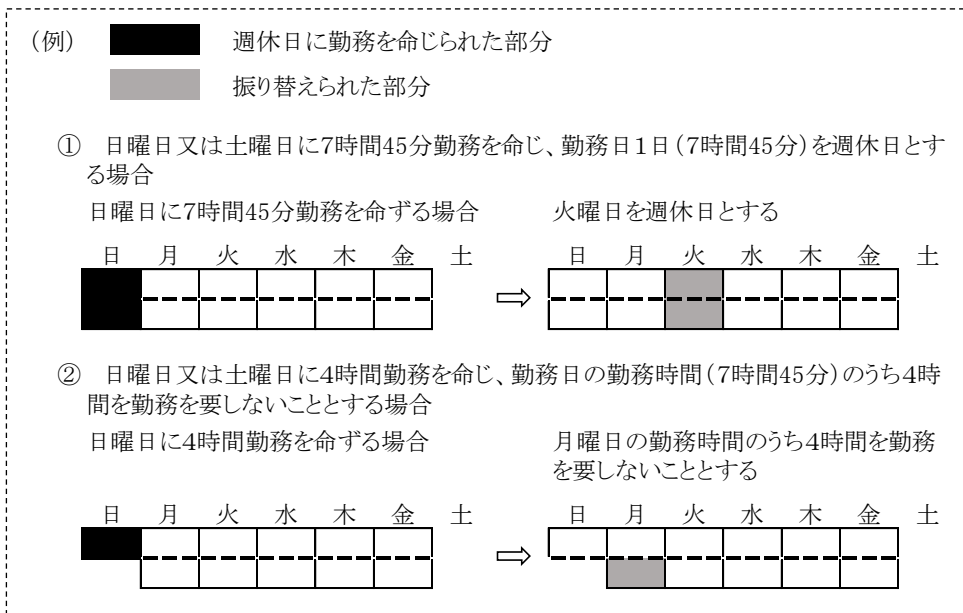
日曜日及び土曜日(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等については、日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの間において週休日を設けることができる。)

※ 特別の勤務に従事する職員については、別に定める。

(4) 週休日の振替え及び4時間の勤務時間の割振り変更

週休日において特に勤務を命ずる必要がある場合には、勤務日を週休日に変更して、当該勤務日の全勤務時間をその勤務を命ずる必要がある日に割り振り(週休日の振替え)、又は当該勤務日の勤務時間のうち4時間をその勤務を命ずる必要がある日に割り振る(4時間の勤務時間の割振り変更)ことができる。

週休日に変更する日は、特に勤務することを命ずることとなった日を起算日とする前4週間、後8週間の期間内である。



勤務時間条例
第2条
任期付職員条例
第10条
育児休業条例
第23条
育児休業法
第10条

勤務時間条例
第3条第2項
任期付職員条例
第10条
育児休業条例
第23条
育児休業法
第10条

勤務時間条例
第3条第1項
任期付職員条例
第10条
育児休業条例
第23条
育児休業法
第10条

勤務時間条例
第5条
規則 13-8
第3条

ただし、週休日の振替え又は4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、その振替え又は割振り変更が行われた後においても、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

(5) 休憩時間

ア 1日の勤務時間が6時間を超える場合…45分又は1時間

1日の勤務時間が7時間45分を超える場合…1時間

休憩時間は、勤務時間の途中に置かなければならない。

イ 休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合においては、人事委員会規則で定めるところにより、一斉には置かないことができる。

(6) 時間外勤務の制限

次に定める時間の範囲を超えて、職員に正規の勤務時間以外の時間における勤務(人事委員会規則で定める勤務を除く。)をさせてはならない。

ア 時間の範囲は、次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める時間

職 員	時 間 の 範 囲
1 2の部署以外の部署に勤務する職員	
① ②の職員以外の職員	1月 45時間を超えない範囲
	1年 360時間を超えない範囲
② 1年において勤務する部署が2の部署から1の部署となった職員	1年 720時間を超えない範囲 人事委員会が定める期間 人事委員会が定める時間を超えない範囲
2 他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員	1月 100時間未満の範囲(1年のうちに1月において45時間を超えて時間外勤務をさせることができる月数は、6月以内)
	1年 720時間を超えない範囲
	1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間 1月当たりの平均時間について80時間を超えない範囲

※ 労働基準法別表第一に掲げる事業に従事する職員(教育職員を除く。)の時間外勤務については、労働基準法の定めるところによる。

(備考) 「人事委員会規則で定める勤務」は、次に掲げる勤務とする。

- 1 監視又は断続的勤務(P120のウ(備考)2の「人事委員会規則で定める監視又は断続的勤務」に同じ。)
- 2 大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認める業務(以下「特例業務」という。)に従事する勤務(特例業務に従事する職員に対し、アに定める時間の範囲を超えて時間外勤務をさせる必要がある場合における当該超えることとなる時間に係る部分に限る。)

勤務時間条例
第6条

勤務時間条例
第7条
規則13-8
第4条

勤務時間条例
第8条の2
第1項
規則13-8
第6条の2
第1項
青人職7第58号

勤務時間条例
第8条の2
第1項
規則13-8
第6条の2
第2項

3 人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、アに定める時間の範囲を超えて時間外勤務をさせる必要がある場合として人事委員会が定める場合に当該職員が従事する勤務(当該超えることとなる時間に係る部分に限る。)

イ 任命権者は、職員に対し、備考2又は3に掲げる勤務をさせた場合は、当該勤務をさせた日の属する1年の期間の末日の翌日から起算して6月以内に、当該勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

規則 13-8
第6条の2
第3項

(7) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務、深夜勤務の制限、時間外勤務の制限

ア 育児を行う職員の早出遅出勤務

勤務時間条例
第8条の3
規則 13-8
第6条の3
第1項

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は小学校に就学している子を養育する職員であって、放課後等デイサービス事業若しくは放課後児童健全育成事業を行う施設、ファミリー・サポート・センター事業における相互援助活動を行う場所、日中における一時的な見守り等の支援を行う施設又は教育支援活動促進事業として実施する放課後等における学習その他の活動を行う場所に各事業を利用する子を出迎えるため赴き、又は見送るため赴く職員が、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、早出遅出勤務をさせるものとする。

(備考)

この請求は子が出生する前においてもすることができる。

規則 13-8
第6条の3
第2項
青人職7第58号

子が出生する前に請求をした職員は、子が出生した後、速やかに、当該子の氏名及び生年月日を任命権者に届け出なければならない。この場合において、産後休暇の届出を行った女性職員にあっては、当該届出をもってこの届出に代えることができる。

イ 育児を行う職員の深夜勤務の制限

勤務時間条例
第8条の4
第1項

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員で、深夜において常態として当該子を養育することができる当該子の親である配偶者がいない職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。

(備考)

1 「深夜」とは、午後 10 時から翌日の午前5時までの間をいう。

2 この請求は、子が出生する前においてもすることができる。

届出については、ア(備考)と同じ。

3 「深夜において常態として当該子を養育することができる当該子の親である配偶者」とは、次の(1)～(3)のいずれにも該当するものをいう。

規則 13-8
第6条の6

(1) 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。

(2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14 週間)以内に出産する予定である者又は産後 8 週間を経過しない者でないこと。

ウ 育児を行う職員の時間外勤務の免除

3歳に満たない子を養育する職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、正規の勤務時間以外の時間における勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務及び人事委員会規則で定める監視又は断続的勤務を除く。)をさせてはならない。

(備考)

- 1 この請求は、子が出生する前においてもすることができる。
届出については、ア(備考)と同じ。
- 2 「人事委員会規則で定める監視又は断続的勤務」とは、次に掲げる勤務をいう。
 - (1) 本来の勤務に従事しないで行う庁舎(校舎を含む。)、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び発送、庁内の監視等を目的とする勤務
 - (2) 次に掲げる宿日直勤務
 - (ア) 警察本部、警察署又は警察学校において行われる警備又は事件の捜査、処理等のための待機等が伴う勤務
 - (イ) 入院患者の病状の急変等に対処するための医師の勤務
 - (ウ) 警察学校において行われる学生の点呼、確認等が伴う勤務
 - (エ) 公立学校の寄宿舎において行われる児童及び生徒の点呼、確認等が伴う勤務
 - (オ) 中央児童相談所において行われる一時保護児童の点呼、確認等が伴う勤務
 - (カ) 防災危機管理課において行われるテロ事件発生への対応等が伴う勤務

エ 育児を行う職員の時間外勤務の制限

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、正規の勤務時間以外の時間における勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務及び人事委員会規則で定める監視又は断続的勤務を除く。)をさせてはならない。

(備考)

- 1 この請求は、子が出生する前においてもすることができる。
届出については、ア(備考)と同じ。
- 2 「人事委員会規則で定める監視又は断続的勤務」とは、ウ(備考)2と同じ。

オ 介護を行う職員の早出遅出勤務、深夜勤務の制限、時間外勤務の制限

要介護者の介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限については、ア(育児を行う職員の早出遅出勤務)、イ(育児を行う職員の深夜勤務の制限)、ウ(育児を行う職員の時間外勤務の免除)及びエ(育児を行う職員の時間外勤務の制限)を準用する。

(備考)

勤務時間条例
第8条の4
第2項

規則 13-8
第6条の9

勤務時間条例
第8条の4
第3項

規則 13-8
第6条の9

勤務時間条例
第8条の3
第2項
第8条の4
第4項

「要介護者」とは、配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。

※ 育児を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限の対象となる子には、特別養子縁組の監護期間中の者、養子縁組里親である職員に委託されている者及び養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された者を含む。

勤務時間条例
第15条第1項
規則13-8
第14条

勤務時間条例
第8条の3
第8条の4

2 時間外勤務代休時間

月 60 時間を超える時間外勤務について、時間外勤務手当の支給割合の引上げ分の支給に代えて、時間外勤務代休時間を指定することができる。

勤務時間条例
第8条の5

(1) 時間外勤務代休時間を指定できる期間

時間外勤務代休時間を指定できる期間は、60 時間を超える時間外勤務を命じた月の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

規則13-8
第6条の15
第1項

(2) 時間外勤務代休時間の時間数

時間外勤務代休時間を指定する場合には、月 60 時間を超える時間外勤務の時間の区分に応じ、それぞれ次の時間数を指定するものとする。

規則13-8
第6条の15
第2項

区 分	時 間 数
通常の勤務日の時間外勤務時間数	$\frac{25}{100}$ を乗じて得た時間数
短時間勤務職員について、正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の時間外勤務時間数	$\frac{50}{100}$ を乗じて得た時間数
週休日の時間外勤務時間数	$\frac{15}{100}$ を乗じて得た時間数

(3) 時間外勤務代休時間の単位

時間外勤務代休時間の指定は4時間又は7時間 45 分を単位として行う。(時間外勤務代休時間と年次休暇を合わせた4時間又は7時間 45 分とすることも可能。)

規則13-8
第6条の15
第3項

(4) 時間外勤務代休時間を指定する時間帯

時間外勤務代休時間を指定する場合には、始業の時刻又は終業の時刻に連続する勤務時間について行わなければならない。(業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合には、この限りでない。)

規則13-8
第6条の15
第4項

(5) 指定に当たっての考慮事項等

ア 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

規則13-8
第6条の15
第5項

イ 任命権者は、時間外勤務代休時間制度の趣旨にかんがみ、職員が時間外勤務代休時間の指定を希望しない場合を除き、月 60 時間を超える時間外勤務をした職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

規則13-8
第6条の15
第6項

3 休日等

(1) 休日

国民の祝日に関する法律(以下「祝日法」という。)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(祝日法による休日を除く。)

(備考)

- 1 休日が週休日に当たる場合には、その日は週休日となる。
- 2 休日は、勤務時間を割り振られている日であるが、特に命ぜられない限り勤務しなくてもよい日であり、給与は支給される。

(2) 休日の代休日

ア 任命権者は、職員に休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部について特に勤務することを命じた場合には、代休日として、当該休日後の勤務日等を指定することができる。

イ 代休日には、特に勤務することを命ぜられるときを除き、正規の勤務時間においても勤務を要しない。

- (注) 1 代休日の指定は、当該休日を起算日とする8週間後の日までの期間にあり、同一の勤務時間数が割り振られた勤務日等について行う。
- 2 職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、指定しないものとする。

4 休暇

(1) 年次休暇

ア 常勤の職員

(ア) 付与日数

一の年(1月1日から12月31日までをいう。以下同じ。)に20日
ただし、年の中途において採用された職員の日数は、次の表による。

採用の日の 属する月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
日数	20 日	18 日	17 日	15 日	13 日	12 日	10 日	8 日	7 日	5 日	3 日	2 日

(注) 割愛職員等については、別に人事委員会規則で定めるところによる。

(イ) 繰越日数

年次休暇は、20日を超えない範囲内の残日数を限度として翌年に繰り越すことができる。

(ウ) 休暇の単位

1日、半日又は1時間

ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

勤務時間条例
第9条

勤務時間条例
第10条

規則13-8
第7条

勤務時間条例
第12条

勤務時間条例
第12条第2項
規則13-8
第9条

規則13-8
第10条第1項

<p>(エ) 休暇の換算</p> <p>1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、7時間 45 分をもって1日とする。</p>	<p>規則 13-8 第 10 条第2項</p>
<p>イ 斉一型短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、1週間ごとの勤務日数又は勤務日ごとの勤務時間が同一の職員をいう。)</p> <p>(ア) 付与日数</p> <p>一の年に次の算式により得られる日数</p> $20日 \times \frac{\text{職員の1週間の勤務日の日数}}{5日}$ <p>ただし、年の中途において採用された職員の日数は、人事委員会が別に定める日数</p>	<p>規則 13-8 第8条</p>
<p>(イ) 繰越日数</p> <p>年次休暇は、(ア)の日数を超えない範囲内の残日数を限度として翌年に繰り越すことができる。</p>	<p>規則 13-8 第9条</p>
<p>(ウ) 休暇の単位</p> <p>1日又は1時間</p>	<p>規則 13-8 第 10 条第1項</p>
<p>(エ) 休暇の換算</p> <p>1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、勤務日ごとの勤務時間の時間数(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をもって1日とする。</p>	<p>規則 13-8 第 10 条第2項</p>
<p>ウ 不斉一型短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。)</p> <p>(ア) 付与日数</p> <p>一の年に次の算式により得られる時間を職員の1日当たりの勤務時間で除して得た日数(1日未満の端数があるときは、これを四捨五入した日数)</p> $155時間 \times \frac{\text{職員の1週間の勤務時間}}{38時間45分}$ <p>(注) 「1日当たりの勤務時間」とは、4週間を超えない期間内の勤務時間数を同期間内の勤務日数で除して得た時間をいう。</p>	<p>規則 13-8 第8条</p>
<p>(イ) 繰越日数</p> <p>年次休暇は、(ア)の日数を超えない範囲内の残日数を限度として翌年に繰り越すことができる。</p>	<p>規則 13-8 第9条</p>
<p>(ウ) 休暇の単位</p> <p>1時間(1回の勤務に割り振られた勤務時間が7時間を超え7時間 45 分を超えない時間とされている場合においては、1日又は1時間)</p>	<p>規則 13-8 第 10 条第1項</p>
<p>(エ) 休暇の換算</p> <p>1時間を単位として使用した年次休暇を日に換算する場合は、職員の 1 日当たりの勤務時間の時間数(1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をもって1日とする。</p>	<p>規則 13-8 第 10 条第2項</p>

(注) 1週間ごとの勤務日の日数、又は勤務時間の時間数(以下「勤務形態」という。)が変更される場合には、その勤務形態の変更の内容に応じて、年次休暇の日数を変更する。

規則 13-8
第8条の3
青人職7第58号

(2) 年次休暇以外の休暇

ア 休暇の種類とその期間等

(ア) 病気休暇

職員が負傷又は疾病のために療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇をいう。

勤務時間条例
第13条
規則13-8
第11条

理 由	期 間
結核性疾患で、任命権者が長期の療養又は休養を要すると認めたもの	連続する180日以内の期間において医師の必要と認めた期間
上記の疾病以外の疾病(妊娠に起因する障害を含む。)又は負傷	連続する90日以内の期間において最小限度必要と認める期間
高血圧症(脳卒中を含む。)、動脈硬化性心臓病及び悪性新生物による疾病	連続する180日以内の期間において最小限度必要と認める期間
精神及び神経に係る疾病並びにその他の慢性疾患のうち、任命権者が特に必要と認めるもの	

(イ) 特別休暇

職員が特別の事由により勤務しないことが相当である場合の休暇をいう。

勤務時間条例
第14条
規則13-8
第12条

休暇の区分	事 由	期 間
選挙等休暇	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
裁判員等休暇	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	同上
骨髄移植等休暇	骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者として、その登録の申出又は提供に伴い、必要な検査、入院等をする場合	同上
ボランティア休暇	自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合 ア 地震、暴風雨、噴火等により災害が発生した場合における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動	一の年において7日の範囲内の期間

休暇の区分	事由	期間															
	イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて人事委員会が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動 エ その他国、地方公共団体又は公共的団体が行う活動で、人事委員会が定める活動																
結婚休暇	結婚する場合	週休日、休日及び代休日を除いて連続する7日の範囲内の期間															
妊婦の業務軽減等休暇	妊娠中の女性職員について、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	適宜休息し、又は補食するために必要と認められる期間															
妊婦の通勤緩和休暇	妊娠中の女性職員について、通勤に利用する交通機関等の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内で、それぞれ必要と認められる期間															
妊産婦通院休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	<table border="1"> <thead> <tr> <th>妊娠期間</th> <th colspan="2">付与期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満23週まで</td> <td>4週間に1回</td> <td>医師等の特別な指示があった場合には、その指</td> </tr> <tr> <td>満24週から満35週まで</td> <td>2週間に1回</td> <td>示された回数</td> </tr> <tr> <td>満36週から出産まで</td> <td>1週間に1回</td> <td></td> </tr> <tr> <td>産後1年まで</td> <td>その間に1回</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 1回につき、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間	妊娠期間	付与期間		満23週まで	4週間に1回	医師等の特別な指示があった場合には、その指	満24週から満35週まで	2週間に1回	示された回数	満36週から出産まで	1週間に1回		産後1年まで	その間に1回	
妊娠期間	付与期間																
満23週まで	4週間に1回	医師等の特別な指示があった場合には、その指															
満24週から満35週まで	2週間に1回	示された回数															
満36週から出産まで	1週間に1回																
産後1年まで	その間に1回																
産前休暇	8週間(多胎妊娠の場合は、14週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間															
産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間(学校職員については、期間経過後も医師の証明に基づいて延長できる。)															
育児休暇	生後満1年6月に達しない子を育てるため女性職員が申し出た場合又は男性職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合	女性職員の場合は、1日2回それぞれ60分以内の申し出た期間 男性職員の場合は、1日2回それぞれ60分以内の必要と認められる期間															
生理休暇	生理日において勤務することが著しく困難である女性職員が申し出た場合	申し出た必要な期間															
配偶者出産休暇	妻が出産する場合	3日の範囲内の期間															

規則 13-8
第 13 条

休暇の区分	事由	期間																										
育児参加休暇	妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合は、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当である場合	5日の範囲内の期間																										
子の看護休暇	義務教育終了までの子を養育する職員が、その子の看護(予防接種又は健康診断を受けさせることを含む。)のために勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(義務教育終了までの子が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間																										
短期介護休暇	要介護者の介護その他人事委員会が定める世話を行う職員が、当該世話を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日(要介護者が2人以上の場合は10日)の範囲内の期間																										
服忌休暇	親族の喪に服する場合	親族に応じ次表に定める連続する日数の範囲内の期間 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>親族</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>配偶者</td><td>10日</td></tr> <tr><td>父母</td><td>7日</td></tr> <tr><td>子</td><td>7日</td></tr> <tr><td>祖父母</td><td>※ 3日(7日)</td></tr> <tr><td>孫</td><td>1日</td></tr> <tr><td>兄弟姉妹</td><td>3日</td></tr> <tr><td>おじ又はおば</td><td>※ 1日(7日)</td></tr> <tr><td>父母の配偶者又は配偶者の父母</td><td>* 3日(7日)</td></tr> <tr><td>子の配偶者又は配偶者の子</td><td>* 1日(7日)</td></tr> <tr><td>祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母</td><td>* 1日(3日)</td></tr> <tr><td>兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹</td><td>* 1日(3日)</td></tr> <tr><td>おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば</td><td>1日</td></tr> </tbody> </table> <p style="margin-left: 20px;">備考 1 葬儀のため遠隔地に赴く必要がある場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。 2 ※…代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合は、()内の日数 3 *…職員と生計を一にしていた場合は、()内の日数</p>	親族	日数	配偶者	10日	父母	7日	子	7日	祖父母	※ 3日(7日)	孫	1日	兄弟姉妹	3日	おじ又はおば	※ 1日(7日)	父母の配偶者又は配偶者の父母	* 3日(7日)	子の配偶者又は配偶者の子	* 1日(7日)	祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	* 1日(3日)	兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	* 1日(3日)	おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日
親族	日数																											
配偶者	10日																											
父母	7日																											
子	7日																											
祖父母	※ 3日(7日)																											
孫	1日																											
兄弟姉妹	3日																											
おじ又はおば	※ 1日(7日)																											
父母の配偶者又は配偶者の父母	* 3日(7日)																											
子の配偶者又は配偶者の子	* 1日(7日)																											
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	* 1日(3日)																											
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	* 1日(3日)																											
おじ若しくはおばの配偶者又は配偶者のおじ若しくはおば	1日																											
祭日休暇	父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事を行い又はこれに参加する場合	1日の範囲内の期間																										
夏季休暇	夏季における盆等の諸行事を行い若しくはこれに参加し、又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合	7月から9月までの期間内(交替制等勤務職員のうち特に認められる職員にあっては6月から9月までの期間内)における、週休日、勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日及び代休日を除いて原則として連続する4日の範囲内の期間																										

休暇の区分	事由	期間
現住居の 滅失等休暇	地震、水害、火災その他の災害により 次のいずれかに該当する場合その他 これらに準ずる場合 ア 職員の現住居が滅失し、又は損 壊した場合で、当該職員がその復 旧作業等を行い、又は一時的に避 難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯 に属する者の生活に必要な水、食 料等が著しく不足している場合 で、当該職員以外にはそれらの確 保を行うことができないとき。	必要と認められる期間
出勤困難休暇	地震、水害、火災その他の災害又は 交通機関の事故等により出勤するこ とが著しく困難である場合	必要と認められる期間
退勤途上の 危険回避休暇	地震、水害、火災その他の災害時等 において、職員が退勤途上における 身体の危険を回避する場合	同上

(注)1 選挙等休暇について

「選挙権その他公民としての権利」とは、公職選挙法に規定する選挙権のほか、最高裁判所の裁判官の国民審査及び普通地方公共団体の議会の議員又は長の解職の投票に係る権利等をいう。

2 骨髄移植等休暇について

配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に提供する場合に限る。

3 ボランティア休暇について

「一の年」とは1暦年をいい、「7日」の取扱いについては暦日による。

4 結婚休暇について

「連続する7日」の取扱いについては、暦日による。

5 妊婦の業務軽減等休暇について

「母体又は胎児の健康保持に影響がある場合」については、母子保健法に規定する保健指導又は健康診査に基づく指導事項により判断する。

6 妊婦の通勤緩和休暇について

(1) 「交通機関等の混雑の程度」とは、職員が通常の勤務をする場合の登庁又は退庁の時間帯における常例として利用する交通機関等の混雑の程度をいい、「母体又は胎児の健康保持に影響がある場合」については、妊婦の業務軽減等休暇と同様に判断する。

(2) 「交通機関等」には、公共交通機関のほか、自家用車も含まれ、「混雑」には道路における混雑も含まれる。

7 産前休暇について

(1) 「8週間(多胎妊娠の場合は、14週間)」は、分べん予定日から起算する。

(2) 産前の休暇8週間を経過したが、分べん予定日後に分べんした場合は、予定日後の期間についても産前の期間として取り扱う。(分べんの日は産前の期間に

含まれる。)

8 産後休暇について

- (1) 「出産」とは、妊娠満 12 週以後の分べんをいう。(配偶者出産休暇において同じ。)
- (2) 妊娠 12 週以上である場合、流産の場合でも産後休暇が与えられる。

9 育児休暇について

- (1) 職員から申出等があった場合、「1日1回2時間」とすることができる。
- (2) 育児休暇の期間には、育児場所との往復に要する時間も含まれる。
- (3) 妻が子を育てることができる場合には、男性職員は取得することはできない。
- (4) 夫婦合わせて 2 時間を限度とする。

※ 「妻」及び「配偶者」には、届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下、10、11 及び(ウ)において同じ。

10 配偶者出産休暇について

配偶者の出産に伴い、配偶者を入院、退院させる場合又は出産の届出を行う場合等に与えられる。

11 育児参加休暇について

「当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する」とは、出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子と同居してこれらを監護することをいう。

12 子の看護休暇について

- (1) 「義務教育終了までの子を養育する」とは、義務教育終了までの子と同居してこれを監護することをいう。
- (2) 「一之年」とは1暦年をいう。

13 短期介護休暇について

- (1) 「人事委員会が定める世話」とは、要介護者の介護、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の必要な世話をいう。
- (2) 「一之年」とは、1暦年をいう。
- (3) 「要介護者」とは、配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。

14 服忌休暇について

- (1) 日数計算の起算日は、職員の申請に基づき承認を与えた期間の初日となる。
- (2) 妊娠 12 週以上である場合、死産の場合においても与えられる。
- (3) 「連続する日数」の取扱いは、暦日によるものとする。

15 夏季休暇について

「原則として連続する4日」の取扱いについては、暦日によるものとし、特に必要があると認められる場合には1暦日ごとに分割することができる。

16 現住居の滅失等休暇について

「これらに準ずる場合」とは、例えば地震、水害、火災その他の災害により単身赴任手当の支給に係る配偶者等の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該単身赴任手当の支給を受けている職員がその復旧作業等を行うときをいう。

17 骨髄移植等休暇、育児休暇、育児参加休暇、子の看護休暇、服忌休暇及び祭日休暇に係る子の範囲には、特別養子縁組の監護期間中の者、養子縁組里親である職員に委託されている者及び養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された者を含む。

規則 13-8
第6条の3
第1項

(ウ) 介護休暇

事 由	期 間
配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	要介護者の各々が、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(指定期間)内において必要と認められる期間

勤務時間条例
第 15 条
規則 13-8
第 14 条

(注) 給与の減額

勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額(P112 参照)を減額して支給する。

勤務時間条例
第 15 条第3項

(エ) 介護時間

事 由	期 間
配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹等の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	要介護者の各々が、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において、1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間

勤務時間条例
第 15 条の2
規則 13-8
第 14 条の3

(注) 給与の減額

(ウ)介護休暇と同じ。

勤務時間条例
第 15 条の2
第3項

イ 休暇の単位等

(ア) 休暇の単位

休 暇 の 種 類	休 暇 の 単 位
病欠休暇	1日、半日又は1時間(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては1日又は1時間)
特別休暇のうち配偶者出産休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期介護休暇	1日、半日又は1時間(再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあつては1日又は1時間)ただし、残日数のすべてを使用しようとする場合においては、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。
介護休暇	1日又は1時間
介護時間	30分

青人職7第 58 号
規則 13-8
第 12 条第2項
第 14 条の2
第1項
第 14 条の3
第1項

(イ) 休暇の換算

1時間を単位として使用した配偶者出産休暇、育児参加休暇、子の看護休暇及び短期介護休暇を日に換算する場合は、7時間 45 分(斉一型短時間勤務職員にあつては勤務日ごとの勤務時間の時間数(7時間 45 分を超える場合は7時間 45 分とし、1分未満の端

規則 13-8
第 12 条第3項

数があるときはこれを切り捨てた時間))をもって1日とする。

(ウ) 週休日等の取扱い

病気休暇、産前休暇、産後休暇及び服忌休暇の日数、週数及び年数中には、週休日、休日又は休日の代休日を含む。

5 職務に専念する義務の免除

次に該当する場合においては、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、必要と認められる期間、職務に専念する義務の免除を受けることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 職員の厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) その他人事委員会が定める場合
 - 特別職として職を兼ねその職に属する事務を行う場合
 - 職務に関連のある国家公務員又は他の地方公共団体の公務員としての職を兼ねその職に属する事務を行う場合
 - 地方公務員法第46条の規定による勤務条件の措置に関し要求し、及びその審理に出頭する場合
 - 地方公務員法第49条の2の規定による審査請求をし、及びその審理に出頭する場合
 - 地方公務員法第55条第11項の規定による不満を表明し又は意見を申し出る場合
 - 県行政の運営上特に必要と認められる他の地位に属する事務を行う場合
 - 休職その他これに類するものとしての勤務しないことについて特に認める規定による場合
 - 前各号に掲げる場合のほか、人事委員会が特に認める場合

6 育児休業制度及び育児短時間勤務制度

(1) 概要

子を養育する職員の継続的な勤務の促進と職員の福祉の増進を図るとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした制度であり、3歳に満たない子の養育のため一定期間休業を認める育児休業と小学校就学前の子の養育のため短時間勤務を認める育児短時間勤務と、小学校就学前の子の養育のため1日の勤務時間の一部について勤務しないことを認める部分休業(正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて2時間以内(育児休暇を含む。)で、30分を単位とする。)からなる。

※ 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の対象となる子には、特別養子縁組の監護期間中の者、養子縁組里親である職員に委託されている者及び養子縁組里親としての職員に委託しようとしたが、実親等の同意が得られなかったため、養育里親としての職員に委託された者を含む。

地方公務員法
第35条
職專免条例
規則12-1

育児休業法
育児休業条例

育児休業法
第2条第1項
育児休業条例
第2条の2

(2) 給与上の取扱い

ア 育児休業

(ア) 育児休業期間中の給与

育児休業期間中は、給与(期末手当及び勤勉手当を除く。)を支給しない。

育児休業法
第4条第2項
育児休業条例
第7条

(イ) 職務復帰時の号給の調整

育児休業期間の期間を引き続き勤務したものとみなして、号給を調整することができる。

育児休業条例
第8条
規則7-55
第2条

(ウ) 期末手当及び勤勉手当

- 期末手当に係る在職期間の算定については、育児休業期間(承認に係る期間が1か月以下のものを除く。)の2分の1を在職期間から除算する。
- 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、育児休業期間(承認に係る期間が1か月以下のものを除く。)の全期間を勤務期間から除算する。
- 期末手当及び勤勉手当は、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がない場合は、支給しない。

育児休業条例
第7条
規則7-80
第2条第7号
第6条第2項
第8条第4号
第12条第2項

(エ) 退職手当

- 退職手当の基本額の算定に当たっては、育児休業した期間の3分の1に相当する期間を在職期間から除算する。
- 退職手当の調整額の算定に当たっては、育児休業の月のうち職員の区分が同一である月ごとにそれぞれ最初の月から数えて3分の1に相当する数までにある月を除算する。

育児休業条例
第9条第2項
規則7-192
第5条

イ 育児短時間勤務

(ア) 育児短時間勤務期間中の給与

次の給与については、育児短時間勤務職員としての勤務時間数に応じた額を支給する。

育児休業法
第14条
育児休業条例
第18条

給料月額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、月額の特殊勤務手当、特地勤務手当等、へき地手当等、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当、教職調整額

(イ) 期末手当及び勤勉手当

- 期末手当に係る在職期間の算定については、育児短時間勤務をすることにより短縮された勤務時間の短縮分の2分の1に相当する期間を在職期間から除算する。
- 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、育児短時間勤務をすることにより短縮された勤務時間の短縮分期間を勤務期間から除算する。

規則7-80
第6条第2項
第12条第2項

(ウ) 通勤手当

平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たない場合の自動車等使用者に係る通勤手当の額は、自動車等の距離に応じた額から、自動車等の距離に応じた額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

規則7-44
第8条の3

(エ) 退職手当

- 退職手当の基本額の算定に当たっては、育児短時間勤務をした期間の3分の1に相当する期間を在職期間から除算する。
- 退職手当の調整額の算定に当たっては、育児短時間勤務の月のうち職員の区分が同一である月ごとにそれぞれ最初の月から数えて3分の1に相当する数までにある月を除算する。

育児休業条例
第19条第2項
規則7-192
第5条

ウ 部分休業

(ア) 給与の減額

勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額(P112 参照)を減額して支給する。

育児休業条例
第28条

(イ) 期末手当及び勤勉手当

- 期末手当に係る在職期間の算定については、部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の全期間を勤務時間から除算しない。
- 勤勉手当に係る在職期間の算定については、部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が時間を日に換算して30日を超える場合は、その勤務しなかった全期間を勤務期間から除算する。

規則7-80
第6条第2項
第12条第2項

7 修学部分休業制度

(1) 概要

教育施設における修学のため、2年を超えない期間中、1週間の勤務時間の一部(1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間以内)について勤務しないことを認める制度である。

地方公務員法
第26条の2
修学部分休業条例

(2) 給与上の取扱い

ア 給与の減額

勤務しない1時間につき次の額を減額した給与を支給する。

$$\frac{(\text{給料の月額} + \text{給料の月額を算定基礎とする手当等} + \text{人事委員会規則で定める手当}) \times 12}{1 \text{週間当たりの勤務時間} \times 52}$$

修学部分休業条例
第3条第1項

(注)1 給料の月額を算定基礎とする手当等

地域手当、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、産業教育手当、定時制通信教育手当、農林漁業普及指導手当

2 人事委員会規則で定める手当

福祉業務手当、職業訓練指導員手当、診療手当、衛生検査手当、食肉衛生検査手当、家畜診療手当、実習指導手当、航空手当

規則13-10
第2条第1項

イ 期末手当及び勤勉手当

- 期末手当に係る在職期間の算定については、修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の2分の1の期間を在職期間から除算する。
- 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、修学部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の全期間を勤務期間から除算する。

規則7-80
第6条第2項
第12条第2項

ウ 通勤手当

平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たない場合の自動車等使用者に係る通勤手当の額は、自動車等の距離に応じた額から、自動車等の距離に応じた額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

修学部分休業条例
第3条第2項
規則13-10
第2条第2項

8 高齢者部分休業制度

(1) 概要

定年から5年を減じた年齢に達した日以後の日から定年退職日までの期間中、1週間の勤務時間の一部(1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間以内)について勤務しないことを認める制度である。

地方公務員法
第26条の3
高齢者部分休業
条例

(2) 給与上の取扱い

ア 給与の減額

勤務しない1時間につき、7(2)アの算式により算出される額を減額した給与を支給する。

高齢者部分休業
条例第3条第1項

イ 期末手当及び勤勉手当

○ 期末手当に係る在職期間の算定については、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の2分の1の期間を在職期間から除算する。

規則7-80
第6条第2項
第12条第2項

○ 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、高齢者部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間の全期間を勤務期間から除算する。

ウ 通勤手当

平均1か月当たりの通勤所要回数が10回に満たない場合の自動車等使用者に係る通勤手当の額は、自動車等の距離に応じた額から、自動車等の距離に応じた額に100分の50を乗じて得た額を減じた額とする。

高齢者部分休業
条例第3条第2項
規則13-11
第2条第2項

エ 退職手当

○ 退職手当の基本額の算定に当たっては、高齢者部分休業により勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を在職期間から除算する。

高齢者部分休業
条例第4条
規則7-192
第5条

○ 退職手当の調整額の算定に当たっては、高齢者部分休業の月のうち職員の区分が同一である月ごとにそれぞれ最初の月から数えて2分の1に相当する数までにある月を除算する。

9 自己啓発等休業制度

(1) 概要

大学等課程の履修又は国際貢献活動のために3年を超えない期間中、職員としての身分を保有したまま職務に従事しない制度である。

地方公務員法
第26条の5
自己啓発等休業
条例

(2) 給与上の取扱い

ア 自己啓発等休業期間中の給与

自己啓発等休業期間中は、給与を支給しない。

地方公務員法
第26条の5
第3項

イ 職務復帰時の号給の調整

職員としての職務に特に有用であると認められる自己啓発等休業にあつては自己啓発等休業の期間を、それ以外の場合にあつては自己啓発等休業の期間の100分の50の期間を引き続き勤務したものとみなして号給を調整することができる。

自己啓発等休業
条例第10条

ウ 期末手当及び勤勉手当

○ 期末手当に係る在職期間の算定については、自己啓発等休業期間の2分の1を在職期間から除算する。

規則7-80
第6条第2項
第12条第2項

○ 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、自己啓発等休業期間の全期間を勤務期間から除算する。

エ 退職手当

○ 退職手当の基本額の算定に当たっては、自己啓発等休業をした全期間(公務の能率的な運営に特に資するものについては2分の1の期間)を在職期間から除算する。

自己啓発等休業
条例第11条
規則7-192
第5条

○ 退職手当の調整額の算定に当たっては、自己啓発等休業の全月(公務の能率的な運営に特に資するものについては、職員の区分が同一である月ごとにそれぞれ最初の月から数えて2分の1に相当する数までにある月)を除算する。

10 配偶者同行休業制度

(1) 概要

職員が外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にするため、職員としての身分を保有したまま職務に従事しない制度である。

地方公務員法
第26条の6
配偶者同行休業
条例

(2) 給与上の取扱い

ア 配偶者同行休業期間中の給与

配偶者同行休業期間中は、給与を支給しない。

地方公務員法
第26条の6
第11項

イ 職務復帰時の号給の調整

配偶者同行休業の期間の100分の50の期間を引き続き勤務したものとみなして号給を調整することができる。

配偶者同行休業
条例第10条

上記による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、あらかじめ人事委員会と協議して、号給を調整することができる。

ウ 期末手当及び勤勉手当

○ 期末手当に係る在職期間の算定については、配偶者同行休業期間の2分の1を在職期間から除算する。

規則7-80
第6条第2項
第12条第2項

○ 勤勉手当に係る勤務期間の算定については、配偶者同行休業期間の全期間を勤務期間から除算する。

エ 退職手当

○ 退職手当の基本額の算定に当たっては、配偶者同行休業をした全期間を在職期間から除算する。

配偶者同行休業
条例第11条
規則7-192
第5条

○ 退職手当の調整額の算定に当たっては、配偶者同行休業の全月を除算する。